

第三条 処理場において処理するし尿の最大量は、一日につき八十二キロリットルとする。

○蒲郡市幸田町衛生組合衛生処理場

の設置及び管理に関する条例

(使用許可)

改正 昭和四十年三月十日
 条例 第一號
 平成元年一月一日条例第一號
 平成三年三月十九日条例第二號
 令和二年六月十九日条例第一號
 令和二年二月二十四日条例第一號

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）

第一百二十五条及び第二百四十四条の一の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合衛生処理場（以下「処理場」という。）の設置及び管理並びに使用料について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称等)

第二条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 清幸園衛生処理場
 二 位置 蓼田郡幸田町大字深溝字黒田八番地
 (最大処理量)

- 2 管理者は、前項の許可をする場合は、前条の最大処理量の範囲内において行わなければならない。
 (使用の制限等)
 - 5 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、処理場の使用を禁止することができる。
 - 一 法及び関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。
 - 二 処理場を設置した衛生組合の区域外からし尿を搬入した場合。ただし、災害その他やむを得ない事由により管理者が特に許可した場合を除く。
- 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、処理場の使用を制限し、又は投入についての指示をることができる。

一 処理場の設備の管理に支障があると認められるとき。

二 し尿浄化槽からくみ取つたし尿の投入が過大と認められるとき。

（使用料等）

第六条 処理場の使用料は、一車（道路運送車両法（昭和二十六年

法律第百八十五号）第四十二条の規定による最大積載量が千八百キログラムを標準とする。）一回の投入について三百円とする。

2 最大積載量が前項の標準車と異なるものの使用料については、

前項の基準により換算して管理者が定める。

3 前二項の使用料は、納入通知書により毎月分を翌月二十日まで

に指定金融機関へ納付しなければならない。

4 管理者は、使用料を徴収するため納付期限の十日前までに納入義務者に対して納入通知書を発しなければならない。

5 第三項の期限までに使用料の納入がない場合は、納定期限の翌日から納付の日まで年十九五パーセントの延滞金を併せて徴収する。

（使用料の減免）

第七条 管理者は、災害その他特別の事情があると認められる場合は、前条の使用料を減免することができる。

（損害賠償）

第八条 処理場の使用者は、自己又はその使用人の故意又は過失によつて構造物及びその附属設備をき損又は滅失したときは、管理者の命ずるところにより補修し、又はその損害の賠償をしなければならない。

（免責）

第九条 この条例及びこの条例に基づく規則により処分を受けたことによる損害については、管理者は、特別の理由がある場合を除き関係者に対してその責任を負わない。

（委任）

第十条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十年六月一日から施行する。

附 則（昭和四七年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。